

Carbon Credit Bulletin

2022年10月号 (Vol.1)

近時のカーボン・クレジットをめぐる国内の動向

I. Carbon Credit Bulletin 創刊のご挨拶	森・濱田松本法律事務所
II. 政府系委員会による報告書等	弁護士 佐藤 正謙 TEL. 03 5223 7726 masanori.sato@mhm-global.com
III. GX リーグ	
IV. 東証による実証実験	弁護士 武川 丈士 TEL. 03 5223 7763 takeshi.mukawa@mhm-global.com
V. 今後に向けて	弁護士 久保 圭吾 TEL. 03 6266 8975 keigo.kubo@mhm-global.com 弁護士 大木 健輔 TEL. 03 6266 8913 kensuke.oki@mhm-global.com 弁護士 鮫島 裕貴 TEL. 03 5220 1858 yuki.sameshima@mhm-global.com

I. Carbon Credit Bulletin 創刊のご挨拶

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地球温暖化対策が全世界的に喫緊の課題とされる現在、市場メカニズムを通じて温室効果ガスの削減を実現する仕組みとしての「カーボン・クレジット取引」があらためて注目を集めています。当事務所は、2000年代前半から地球温暖化問題・排出権取引に取り組んできており、京都議定書の国内法制化・二国間クレジット制度（JCM）等の制度設計から具体的な取引に際してのアドバイスまで、様々なクライアントの皆様を幅広くサポートしております。

このたび、当事務所では、これまで培ってきた知見をもとに、カーボン・クレジットに関する様々な法的問題をワンストップで解決する体制をより強固なものとし、クライアントの皆様のお役に立てるよう、カーボン・クレジットに関する案件を専門的に取り扱うグループを立ち上げるとともに、カーボン・クレジットに関連する最新情報をお届けするため、Carbon Credit Bulletin を創刊することといたしました。創刊号である本号では、カーボン・クレジットをめぐる最近の国内の動きを概観します。

II. 政府系委員会による報告書等

現在日本においては、法律に基づき企業が温室効果ガスの削減義務を負う制度は存在しませんが、政府内の関連する委員会においてはカーボン・クレジットや排出量取引を含めた温室効果ガス削減に向けた制度設計のあり方が議論されています。その一つとし

Carbon Credit Bulletin

て、カーボンプライシングの活用に関する小委員会（環境省）による「中間整理」（2021年8月）（以下「環境省中間整理」といいます。）¹においては、排出量取引を制度化するに際して検討すべき論点が列挙されています。また、カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会（経済産業省）による「カーボン・クレジット・レポート」（2022年6月）（以下「カーボン・クレジット・レポート」といいます。）²においては、カーボン・クレジットの概念や我が国における適切な活用に向けた課題の整理が行われたうえで、その具体的な活用方法や取組みの方向性等が議論されています。なお、環境省中間整理においては、カーボンプライシングの一手法として排出量取引が挙げられていることもあり、基本的には政府による排出枠の設定を前提とし、実排出量を割り当てられた排出枠以下に抑えた場合にその差分を売却できるキャップ&トレード制度が想定されています。かつて国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会（環境省）において排出量取引制度の法制化が検討されていた際にも、排出量取引制度としてはキャップ&トレード制度が念頭に置かれていました³。一方、カーボン・クレジット・レポートにおいては、必ずしも削減義務を伴うキャップ&トレード制度を前提とせず、カーボン・クレジットを活用することにより企業の自主的な削減努力を後押しするための方策について検討が行われています。我が国におけるカーボン・クレジットの制度化が今後どのような方向に進むのかは現時点では明らかになっておらず、今後の議論の進展をフォローする必要があります⁴。

Ⅲ. GX リーグ

2021年2月に経済産業省において「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」が設置され、「成長に資するカーボンプライシング」を実現するための具体的な方向性の一つとして、「GX リーグ基本構想」が発表されました⁵。「GX リーグ」における取組は、GX リーグ設立準備事務局⁶において議論が進められ、2023年4月以降に本格稼働することが予定されていますが、自主的な排出量削減に取り組む企業群が各々自主的に排出量削減目標を設定し、削減量の超過分をクレジット化して取引することが想定されています。かかる超過削減枠は、後述する東証での実証実験において取引の対象となることが想定されていますが、ここでいう「クレジット」の位置づけや、SHK 制度等の既存の制度との関係でどのように取り扱われるのかといった点については、上述の算定方法検討会での検討を含め、今後の議論の進展を待つ必要があると考えられます。

¹ <https://www.env.go.jp/content/900422816.pdf>

² <https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628003/20220628003-f.pdf>

³ <https://www.env.go.jp/content/900444463.pdf>

⁴ なお、現存する「クレジット」の主な活用先の一つである地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定量測定・報告・公表制度（以下「SHK 制度」といいます。）については、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（環境省）において検討が進められているものの、具体的な方向性については今後の議論が待たれる状態です。

⁵ https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/GX-league/gxleague_concept.pdf

⁶ https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/GX-league/gxleague_concept.pdf

Carbon Credit Bulletin

IV. 東証による実証実験

上記研究会の設置にあたり、企業が国際的に通用するクレジットを国内で調達できる市場（カーボン・クレジット市場）の創設が必要である旨もうたわれています。これを受けて、2022年9月22日より、東京証券取引所において「カーボン・クレジット市場の技術的実証等事業」が開始され、以降試験的にJ-クレジットの市場取引が行われています⁷。かかる実証事業はGXリーグにおける超過削減枠の取引も含みます（但し、当該取引については、資金のやり取りを行わない「シミュレーション売買」となる予定です。）が、現時点ではその時期は未定とされています。

かかる市場取引において取引が成立した場合、①売手がまず（買手ではなく）東証名義のクレジット口座に決済日の前日の午前11時までにクレジットを移転し、②買手が東証の指定銀行口座に決済日の午前11時までに売買代金を振りこみ、③東証から売手に決済日の午前11時以降（原則として同日中）に代金が振り込まれ、④東証名義のクレジット口座から買手のクレジット口座に同じく午前11時以降（原則として同日中）にクレジットが移転される、という仕組みで決済が行われます。デリバティブ取引の清算・決済制度等とは仕組みが異なり、また、売手による東証へのクレジット移転を先行させる点（上記①）に特色がありますが、東証が売手と買手の間に当事者として介在することで、市場取引の参加当事者がカウンターパーティーリスクを負わずに済むという点で、クレジットの移転に係る現在の実務を踏まえつつ、取引の安全を確保することが志向されているものと考えられます。

また、J-クレジットは本来個別のプロジェクトに紐づいて認証されるものですが、上記実証実験においては、プロジェクトに紐づいたものとして売買を行うことはできず、参加当事者は64種類ある方法論、あるいは6種類の方法論大系（6種類の方法論体系のうち2つ以上の方法論により組成されるプロジェクトに関しては混合型として発注が可能）の中から1つを選んで売買を行うこととされています。また、端的に「J-クレジット」とだけ指定して売買を行うこともできないこととされています。これは、例えば再エネ分野由来のJ-クレジットと森林由来のJ-クレジットとは用途が異なり得る（例えばRE100との関係では、再エネ電力由来のJ-クレジットしか使用することができません。）ため、買手から見たときに別の財として区別できる必要がある点と、市場取引としての流動性を確保する必要がある点の両面を確保するための手当てであるものと考えられます。

J-クレジットの売買に係る実証実験は2023年1月までの予定とされていますが、実証の結果は、今後のカーボン・クレジットの市場取引のあり方を考えるうえで大きな影響を伴うことが予想され、注目されます。

⁷ <https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/index.html>

Carbon Credit Bulletin

V. 今後に向けて

上記のとおり、官民を問わずカーボン・クレジットに関連する議論・動きは今後も加速していくことが予想され、引き続き関係各所の動向を注視する必要があります。

本 Bulletin では、これらの動きを継続的にアップデートをお届けいたします。次号以降、カーボン・クレジットの金融関連業法上の取扱い、海外動向、法的性質論に係る議論等を幅広く採り上げていく予定ですが、詳細は改めてご案内させていただきます。

セミナー情報

- セミナー 『脱炭素に貢献する送電網の増強～費用便益分析、系統利用ルール、高圧直流送電 (HVDC) ～系統利用ルール等の動向と事業への影響・展望～再生可能エネルギーの主力電源化に向けた系統利用ルールの動向など～』
開催日時 2022年10月28日(金) 13:00～14:30
講師 木山 二郎
主催 株式会社技術情報センター

- セミナー 『第4964回金融ファクシミリ新聞社セミナー「カーボンニュートラルを実現するための環境価値取引～コーポレート PPA に関する実務的な解説～」』
開催日時 2022年11月2日(水) 13:30～15:30
講師 木山 二郎
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『今こそ押さえておくべき環境価値取引の基本とコーポレート PPA のポイント』
開催日時 2022年11月29日(火) 13:00～15:00
講師 木山 二郎
主催 株式会社新社会システム総合研究所

文献情報

- 論文 「企業法務最前線 排出量取引制度についての留意点」
雑誌 月刊監査役 739号
著者等 久保 圭吾 (編著)

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com